

2024 年 12 月

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいのお客さまへ
電気最終保障供給約款でご契約のお客さまへ

東京電力パワーグリッド株式会社

電気・ガス料金支援における当社の対応について

（１）概要

当社は、2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべてのお客さまに迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

本要請を踏まえ、燃料費調整単価または燃料費等調整単価については、国が定める値引き単価を差し引いた単価といたします。値引きの適用に際しまして、お客さま自身でのお手続きは不要です。

（２）対象となるお客さま

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まい（離島等供給約款[低圧用]、離島等供給約款[高圧用]でご契約）のお客さま、および電気最終保障供給約款でご契約のお客さまが値引きの対象となります。

※ 特別高圧にて電気のご契約をいただいているお客さまは、本値引き措置の対象外です。

（３）適用期間

2025 年 1 月ご使用分から 2025 年 3 月ご使用分の電気料金（2025 年 2 月分から 2025 年 4 月分としてご請求する電気料金）に適用いたします。

※ 毎月の検針日が 1 日（計量日 1 日）のお客さまについては、2025 年 2 月から 2025 年 4 月ご使用分までが対象となります。

（４）国が定める値引き単価

● 2025 年 1 月ご使用分から 2025 年 2 月ご使用分^{※1}の電気料金（2025 年 2 月分から 2025 年 3 月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価

【低圧】2.5 円/kWh（税込）

【高圧】1.3 円/kWh（税込）

- 2025 年 3 月ご使用分^{※2}の電気料金（2025 年 4 月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価

【低圧】1.3 円/kWh（税込）

【高圧】0.7 円/kWh（税込）

※1 毎月の検針日が 1 日（計量日 1 日）のお客さまについては、2025 年 2 月から 2025 年 3 月ご使用分が対象となります。

※2 毎月の検針日が 1 日（計量日 1 日）のお客さまについては、2025 年 4 月ご使用分が対象となります。

- 定額制をご契約のお客さまの値引き単価
＜別紙＞をご参照ください。

<別紙>

定額電灯および公衆街路灯 A

(1 月につき)

		令和 7 年 2 月の料金 に係る計量期間等の 始期から令和 7 年 3 月の料金に係る計量 期間等の終期までの 期間	令和 7 年 4 月の料金 に係る計量期間等
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	9 円 71 銭	5 円 05 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットま での 1 灯につき	19 円 42 銭	10 円 10 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットま での 1 灯につき	38 円 84 銭	20 円 20 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットま での 1 灯につき	58 円 26 銭	30 円 30 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットま での 1 灯につき	97 円 10 銭	50 円 49 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	97 円 10 銭	50 円 49 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	29 円 00 銭	15 円 08 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボ ルトアンペア までの 1 機器につき	58 円 01 銭	30 円 16 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペア までごとに	58 円 01 銭	30 円 16 銭

臨時電灯 A

(1 日につき)

	令和 7 年 2 月の料金 に係る計量期間等の 始期から令和 7 年 3 月の料金に係る計量 期間等の終期までの 期間	令和 7 年 4 月の料金 に係る計量期間等
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	78 銭	41 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボ ルトアンペアまでの場合	1 円 57 銭	81 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボ ルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペ アまでごとに	1 円 57 銭	81 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペア までの場合	15 円 65 銭	8 円 14 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ ロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに	15 円 65 銭	8 円 14 銭

臨時電力

(1 日につき)

	令和 7 年 2 月の料金 に係る計量期間等の 始期から令和 7 年 3 月の料金に係る計量 期間等の終期までの 期間	令和 7 年 4 月の料金 に係る計量期間等
契約電力 1 キロワット 1 日につき	16 円 45 銭	8 円 55 銭
契約電力 0.5 キロワット 1 日につき	8 円 23 銭	4 円 28 銭